

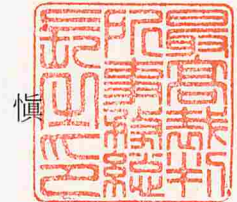
最高裁秘書第564号

令和3年3月3日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が、内閣府大臣官房人事課に対し、叙位対象者を推薦する際の手続が書いてある文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年5月28日付け（同年6月1日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第42号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）